

「市民生活と調和し，地域に貢献する宿泊施設」 を表彰します！ <宿泊施設募集中>

(募集期間) 令和3年9月13日(月)～10月18日(月)



表彰の対象

新型コロナウイルス感染症による深刻な影響の中においても、京都観光行動基準（京都観光モラル）を踏まえ、地域の多様な主体の一員として、市民生活と調和し、地域団体等※と連携した取組によって、地域経済や、地域コミュニティの活性化へ貢献している宿泊施設

※ 地域団体等：特定の自治会・町内会，学区自治連合会，商店街，NPOなど

応募資格等

旅館業法許可施設（「旅館・ホテル」，「簡易宿所」）又は住宅宿泊事業法届出施設（「民泊」）で，次のア又はイの方法により応募してください。

ア 連携している地域団体等と共同で応募（※）

イ 連携している地域団体等からの推薦

※ ア 共同応募の場合は，宿泊施設に加えて，連携している当該地域団体等も表彰の対象とします。

選考基準

必須項目を満たすとともに，審査項目を実施している事業者を審査し，表彰します。

(必須項目)

- ・ 旅館業法許可施設においては，募集締切日時時点で営業開始日から1年を経過し，宿泊実績があること。
- ・ 住宅宿泊事業法届出施設においては，募集締切日時時点で住宅宿泊事業法届出日から1年を経過し，宿泊実績があること。
- ・ 表彰の対象となる取組が，令和2年1月以降に行われていること。

(審査項目)

地域団体等と連携した，ア又はイのいずれかの具体的取組によって，地域経済や，地域コミュニティの活性化に貢献している宿泊施設であること。

ただし，具体的取組は，新型コロナウイルス感染症に関連する京都府・市の要請等の内容に沿ったものであり，かつ感染防止対策が講じられたものであること。

ア 宿泊施設が，宿泊客に対して地域経済の活性化に寄与するサービス提供や支援

- 例
- ・ 地元商店や飲食店等と連携し，宿泊客の地域回遊性を高めるための宿泊サービスを提供
 - ・ 観光客の減少により集客に困っている地元商店等と連携し，近商圈から地域への集客につなげるため，感染防止に配慮した地域振興イベントを実施

イ 宿泊施設が，地域活動を実施，又は参加・協力

- 例
- ・ 地域の会合等を開催する際に密を避けるため，宿泊施設の広い会場を提供
 - ・ 避難所における密を避けるため，新たに地域と防災協定を締結し，配慮が必要な方の避難場所を無償で確保
 - ・ 感染防止対策を施しながら，空室を利用して，地域の子ども向けの学習教室等を無償で実施

※ 各種法令に違反している，行政指導を受けているなど，他の模範となる宿泊施設（事業者）としてふさわしくないものについては選考の対象外とします。

【お問合せ先・発行所属】

京都市 産業観光局 観光MICE推進室（宿泊環境整備担当）

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 電話：075-746-2255

令和3年9月発行 京都市印刷物第034409号

(募集期間) 令和3年9月13日(月)～10月18日(月)

応募様式 共同応募申請書又は推薦書

京都市公式ウェブサイト「京都市情報館」において、申請書又は推薦書をダウンロードいただけます。必要事項を記載のうえ、御応募ください。
また、記入例も掲載していますので御参照ください。

応募方法

申請書又は推薦書をEメール又は郵送にて提出してください。

(応募先・問合せ先)

〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地 京都朝日会館3階
京都市産業観光局観光MICE推進室(宿泊環境整備担当)

Eメール: kankomice-hyosyo@city.kyoto.lg.jp 電話: 075-746-2255

※ Eメールの場合は提出物の容量の合計が10MB以内に収まるようにしてください。

※ 申請(推薦)書等の提出物は返却しません。また、応募いただいた施設の審査結果については、広報発表にてお知らせします。

表彰

表彰施設には、表彰状を授与するとともに、京都市公式ウェブサイト(京都市情報館)等で広く発信いたします。

表彰までの予定

募集 令和3年9月13日(月)

～10月18日(月)

審査 令和3年10月下旬

～12月中旬

表彰 令和4年1月以降



「京都らしい宿泊施設表彰」について

上質な宿泊施設の開業やサービス向上の促進を目的に、平成29年度に創設しました。

年度ごとに、京都らしい外観・しつらえの設備、地域との調和や交流など、京都らしい宿泊施設の表彰のテーマを設定し表彰します。

「京都観光行動基準(京都観光モラル)」について

京都市及び公益社団法人京都市観光協会(DMO KYOTO)では、持続可能な観光を一層進めるため、「京都観光行動基準(京都観光モラル)～京都が京都であり続けるために、観光事業者・従事者等、観光客、市民の皆様とともに大切にしていきたいこと～」の周知や実践を支援しています。

京都観光行動基準の全編はこちらから



(例)

市民生活と観光の調和

地域に貢献するには?
観光客に伝えていくべきことは?



- (例) 地域活動への協力、特産物・工芸品の活用
- (例) マナー周知、地域の習わしを伝える
- (例) 地域ボランティアへの参加